

## 重要

## 【経営移讓年金又は特例付加年金を受給されている方へ】

農地等を受給者が取得したり、後継者等に貸し付けた農地等が返還された場合は、経営移讓年金又は特例付加年金が支給停止となる場合がございますので、このような事象が発生する（した）場合には、必ずお近くの農業委員会、JAもしくは当基金までご相談ください。

★農業者老齢年金のみを受給されている方は、関係ありません。

※ 大切なお知らせですので、紛失しないように大事に保管してください。

通知内容はこの裏側にあります。

当基金へ年金記録に関する照会をされる際には本人確認のため、年金証書の記号番号、氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。

左下の矢印からゆっくりとはがしてください。  
水にぬれた場合は乾かしてからはがしてください。



## 親展

農業者年金 公的年金等の源泉徴収票

## 独立行政法人農業者年金基金

〒105-8010

東京都港区西新橋1丁目6番21号

給付課 03-3502-3945

専門相談員 03-3502-3199

# 令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所												
	氏名				生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	4. 平成	5. 令和			
区分		支払金額					源泉徴収税額						
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分													
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分							円						
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分													
所得税法第203条の3第7号適用分													
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額	
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他			
						人	人	人	人	人	人	千円	
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族					
(フリガナ) 氏名		区分	1	(フリガナ) 氏名		区分	1	(フリガナ) 氏名		区分	1		
(概要)													
			2	(フリガナ) 氏名		区分	2	(フリガナ) 氏名		区分	2		
支 払 者		法人番号	1 0 1 0 4 0 5 0 0 3 6 8 6										
		所在地	(〒105-8010) 東京都港区西新橋1丁目6番21号										
		名称	独立行政法人農業者年金基金							電話番号			

（受給者交付用）

1. この公的年金等の源泉徴収票は、あなた様が農業者年金のほかに所得があって、税務署に確定申告をする必要があるとき等に使用します。  
紛失されないよう大切に保管してください。
2. この票の支払額は、令和3年中にあなた様に支払った農業者年金の金額を記載したものです。
3. 令和3年中に初めて年金を支給された方、年金額が改定された方は、この源泉徴収票の支払金額と現在所持している年金裁定通知書の年金額とが相違する場合がありますのでご承知ください。
4. 所得税を源泉徴収されている方（源泉徴収税額欄に金額が記載されている方）は、この源泉徴収票を使用して、税務署で確定申告を行ってください。